

# 〈1〉 外為法に基づくみなし輸出管理の明確化について

## —パブコメ回答を踏まえた解説—

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課  
兼 大臣官房 経済安全保障室  
課長補佐 **大川 信太郎**<sup>※</sup>

※ 所属は執筆当時のもの

### I はじめに

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会が2021年6月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告（以下「2021年安保小委中間報告」という。）において、国際的に人を介した安全保障に係る機微技術流出懸念に対応する観点から、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」又は「法」という。）第25条第1項に基づくみなし輸出管理制度の見直しが提言された。同提言を受けて、みなし輸出に係る概念を明確化するため、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の改正を通じて解釈が明確化された（以下「本明確化」という。）。本明確化の内容は、令和4年5月1日から適用される。

本明確化前において、後記II2のとおり、本邦人が原則「居住者」として扱われることに加え本邦内にある事務所に勤務する外国人は「居住者」とされていたところ、居住者間の技術提供はみなし輸出管理の管理対象外であるため、企業内における技術提

供は原則管理対象外であった。また、本邦に入国後6月以上経過するに至った外国人も「居住者」とされていたところ、大学における留学生に居住者が含まれ、大学から留学生への技術提供がみなし輸出管理の対象外となる場合があった。

本明確化では、法律の文言を限定的に解釈運用してきたみなし輸出管理について、我が国を取り巻く経済安全保障環境を踏まえた適切な明確化を行った。具体的には、「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」（法第25条第1項、みなし輸出）に係る概念を明確化し、居住者への技術提供であっても、当該居住者（国籍を問わない。）が、非居住者へ技術を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、みなし輸出管理の対象であることを明確化した。

本明確化後において、企業内における技術提供<sup>1</sup>や大学における学生への技術提供<sup>2</sup>も、提供先が特定類型に該当する場合、みなし輸出の管理対象になりうる。みなし輸出を含む安全保障貿易管理は従来、主として企業や大学の輸出管理部門が対応することが多い分野であったが、本明確化に伴い人事部門や法務部門などと協力して対応する必要がある。本稿は

<sup>1</sup> 企業Xに雇用される従業員Aから企業Xに雇用される従業員Bへの業務上の技術提供は、外為法において企業Xから従業員Bへの技術提供と見なされる。

<sup>2</sup> 大学Yに雇用される教授Cから大学Yに所属する学生Dへの業務上の技術提供は、外為法において大学Yから学生Dへの技術提供と見なされる。

主として安全保障貿易管理の実務経験がある方を対象にしたものであるが、NBL 2021年12月号（株式会社商事法務）に外為法や安全保障貿易管理の実務経験がない方向けの解説記事を寄稿しているところ、必要に応じて参照されたい。

なお、本明確化に関して、経済産業省のホームページ<sup>3</sup>で下表の資料を公開しているところ、あわせて確認されたい。また、本明確化に関連し特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合に相談に応じるための窓口を経済産業省に設けている。

資料名	概要
「みなし輸出」管理の明確化について	本明確化の背景及び概要を説明する資料。
「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A（以下「Q&A」という。）	本明確化についてよくいただく質問について回答をまとめた資料。
経産省からのご協力をお願い 「みなし輸出」管理の明確化について	本明確化の概要を専門知識がない方でも理解できるよう簡略化した説明資料。 主に企業に新たに雇用される従業員の方に向けた従業員版、主に大学・研究機関に新たに雇用される教職員等の方に向けた教職員版がある。また、それぞれ英語版も公表している。
学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について	本明確化の概要を学生向けに平易に説明した資料。英語版も公表している。
役務通達別紙1-4 誓約書の例 英語版	役務通達別紙1-4に記載のある誓約書の例の英語版。
2021年11月18日付「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続の結果について」（以下「パブコメ回答」という。）	本明確化を含む制度改正に関するパブリックコメントへの回答。

## II 役務取引管理・みなし輸出管理とは

### 1 概要

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っている。具体的には、法第48条第1項及び第2項並びに法第25条第1項から第4項に基づき管理対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣

の許可にかからしめている。我が国におけるこのような国際的な平和及び安全の維持の観点に立った取組みを一般に安全保障貿易管理という。そして、安全保障貿易管理のうち、一定の技術の提供に関する管理のことを役務取引管理と呼んでいる。

法第25条第1項では、①特定技術を特定国において提供することを目的とする取引に対する管理、すなわち地理的概念による対外取引管理（前段）と、②特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引に対する管理、すなわち人的概念による対外取引管理（後段）の二つの側面から役務取引管理が管理されている。特に②を指して、みなし輸出管理と呼ばれる。

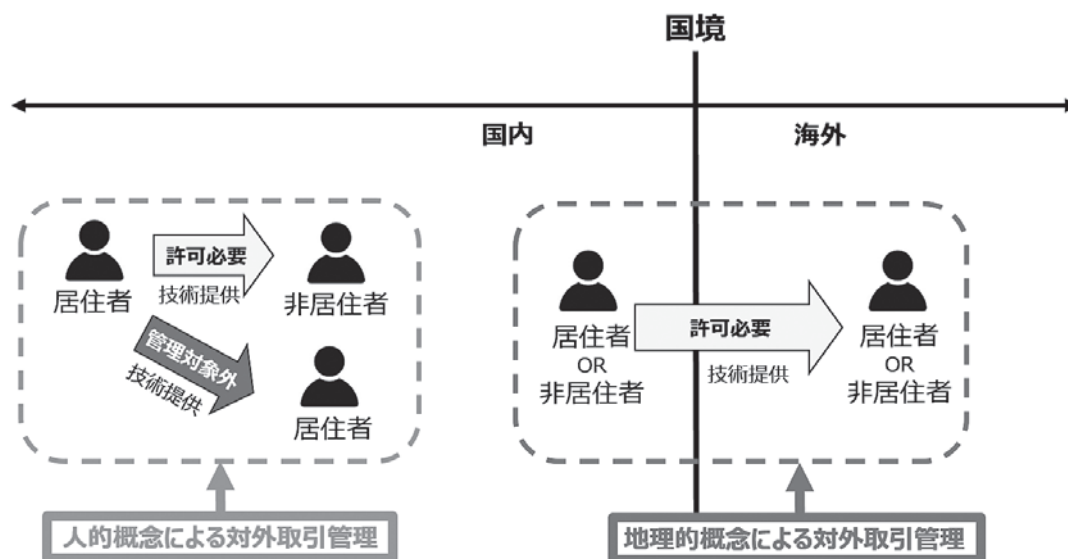
#### ①地理的概念による対外取引管理（前段）

（役務取引等）  
第25条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

#### ②人的概念による対外取引管理（後段） ⇒ みなし輸出管理

<sup>3</sup> <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

現行の法第 25 条第 1 項の管理対象を図示すると、おおむね下図のとおりである。



「特定技術」と「特定国」の組合せは、外国為替令（以下「外為令」という。）第 17 条第 1 項及び別表に規定されており、リスト規制技術（外為令別表の 1 から 15 の項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な技術をいう。）を全仕向地に提供する場合又はキャッチオール技術（外為令別表の 16 の項で指定されたリスト規制技術以外の一定の技術をいう。）を輸出貿易管理令別表第三<sup>4</sup>以外の国・地域に提供する場合が管理対象とされている<sup>5</sup>。

## 2 「居住者」及び「非居住者」の定義

「居住者」及び「非居住者」は、法第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号で定義されている。

すなわち、第 5 号は「居住者」を、「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう」としており、また、「非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす」と定義している。第 6 号は「非居住者」を、「居住者以

外の自然人及び法人」をいうと定義している。

実際の取扱いについては、居住性の判断が困難である場合も多いところ、「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和 55 年 11 月 29 日付け蔵国第 4672 号。以下「解釈通達」という。）により居住性の判定のための一定の解釈指針が与えられている。

解釈通達によれば、本邦企業に勤務する外国籍従業員や本邦に入国後 6 月以上経過した外国籍留学生は居住者にあたるため、本邦企業から外国籍従業員への技術提供や本邦大学から外国籍留学生への技術提供は、軍事転用の可能性が特に高い機微な技術であっても、居住者間取引としてみなし輸出の管理対象外とされてきた。

## 3 許可を要しない役務取引

法第 25 条第 1 項により委任される形で外為令第 17 条第 5 項に許可を受けることを要しない役務取引が定められている。また、同項に委任される形で貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項に許可例外の具体的内容が規定されている。すなわち

<sup>4</sup> いわゆるグループ A 国を指す。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国をいう。

<sup>5</sup> キャッチオール技術の提供にあたっては、提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合にも、提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となる。一般にキャッチオール規制と呼ばれる。

同項に掲げられている技術提供取引をしようとするときは、経済産業大臣の許可を要しない。

特に実務上適用を検討する場面が多いのは、公知の技術（同項第9号）及び基礎科学分野の研究活動（同項第10号）の例外である。

公知の技術の例外では、大別して①公知の技術を提供する取引及び②技術を公知とするために当該技術を提供する取引が許可例外とされている。基礎科学分野の研究活動の例外では、基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引が許可例外とされているところ、基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう<sup>6</sup>。

特に大学における学生への技術提供は、公知の技術や基礎科学分野の研究活動に係る技術の提供として、許可を要しない役務取引と整理される場合もある。

#### 4 違反時の制裁・罰則

法律に基づく許可を得ずに役務取引を行う場合、行政処分及び罰則の対象になる。

無許可の役務取引に係る行政処分は、第25条の2に規定されている。すなわち、経済産業大臣は、法第25条第1項の規定による許可を受けずに役務取引を行った者に対し、3年以内の期間を限り、役務取引、技術記録媒体等輸出・国外技術送信及び貨物の輸出を行うことを禁止することができる（法第25条の2第1項）。

罰則は、法第69条の6等に規定されている。すなわち、第25条第1項の規定に基づく許可を受けずに役務取引をした者は、大量破壊兵器関連技術以外の技術の場合、7年以下の懲役若しくは2000万円以下（当該違反行為の目的物の価格の5倍が2000万円を超えるときは、当該価格の5倍以下）の罰金の対象となり又はこれが併科される（法第69条の6第1項）。大量破壊兵器関連技術の場合、10年以下の懲役若しくは3000万円以下（当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円を超えるときは、当該価格の

5倍以下）の罰金の対象となり又はこれが併科される（同条第2項）。

また、両罰規定も設けられている（法第72条）。すなわち、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑が課される。具体的には、使用者が自然人の場合は違反者が違反した条文に規定される罰金刑、使用者が法人の場合は違反者が法第69条の6第1項に違反する場合は7億円以下（当該違反行為の目的物の価格の5倍が7億円を超えるときは、当該価格の5倍以下）の罰金刑、同条第2項に違反する場合は10億円以下（当該違反行為の目的物の価格の5倍が10億円を超えるときは、当該価格の5倍以下）の罰金刑が科される。

### III 本明確化の内容(特定類型アプローチ)

#### 1 特定類型アプローチの考え方

これまでのみなし輸出管理では、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」（法第25条第1項）を限定的に解釈運用してきており、居住者が直接非居住者に機微技術を提供する場合に許可申請を求めることとしてきた。しかし、2021年安保小委中間報告では、こうした管理の在り方は、国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、特定国の影響下にある居住者（国籍を問わない。）が、機微技術流出に関与するリスクが顕在化している現状に十分対応できていないと指摘し、国籍に関わらず現在居住者として扱われている者への技術の提供が、非居住者へ技術を提供することと事実上同一と考えられる場合には、当該居住者に対する技術の提供は「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」であるとし、みなし輸出管理の対象と捉えるべきであると提言された。

具体的には、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に係る概念を明確化し、居住者への技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられる

<sup>6</sup> 役務通達1(3)ク。

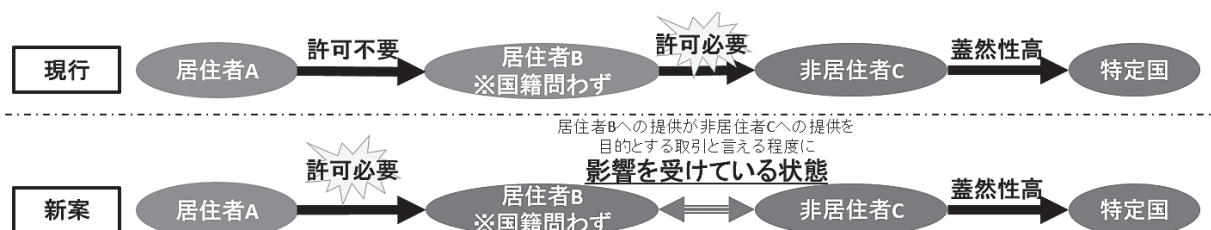
ほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、みなし輸出管理の対象であることを明確化すべきとして、2021 年安保小委中間報告では、特定類型に該当する居住者について、以下のとおり整理された。

- ①類型：外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者
- ②類型：外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している者
- ③類型：本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

上記特定類型に該当する場合、たとえ技術を受領する者が居住者（国籍を問わない）であったとしても、当該居住者から、当該居住者に強い影響を与え

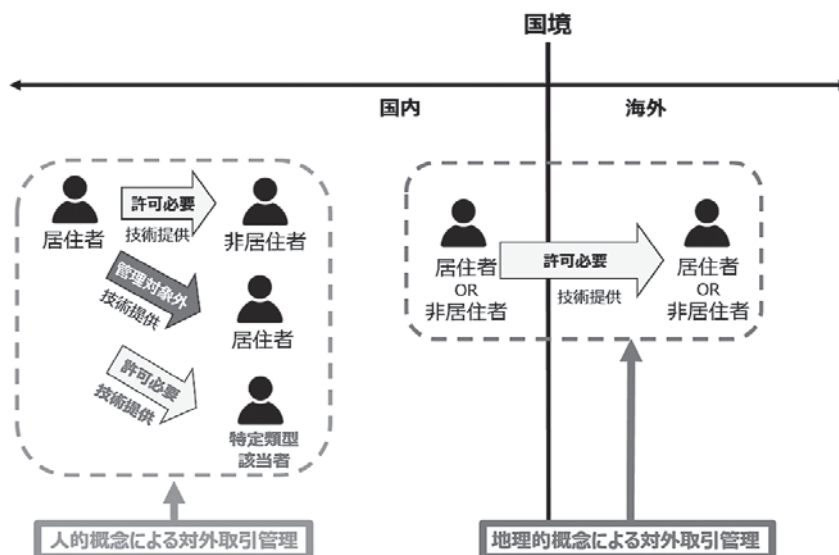
ている非居住者に対し、最終的に技術提供がなされる蓋然性が極めて高い。したがって、2021 年安保小委中間報告では、当該居住者に技術提供を行うことは、当該非居住者に直接技術提供を行うことと事実上同一とみなせることから、外為法の根拠規定にある「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」として、同法に基づく管理の対象と考えることができると結論づけている。

本稿では、2021 年安保小委中間報告で提案された考え方を特定類型アプローチと呼ぶ。特定類型アプローチの考え方を概念図にすると下図のとおりである。居住者 A から特定類型に該当する居住者 B、居住者 B から非居住者 C へと技術が提供される場合において、従来は居住者 B から非居住者 C への技術提供に対して許可が必要であったところ、特定類型アプローチにおいては、その前段階である居住者 A から居住者 B への技術提供に輸出許可申請義務を課すこととなる。



現行の法第 25 条第 1 項に特定類型アプローチの考え方を加えた場合の管理対象を図示すると、おお

むね下図のとおりである。



## 2 具体的な明確化の内容

2021年安保小委中間報告の提言を受けて、具体的には、役務通達において、「提供することを目的とする取引」が以下のとおり明確化される（下線部が改正箇所）。特定類型は①から③に分類され、それぞれ特定類型①、特定類型②、特定類型③と呼ばれる。なお、特定類型に該当する者は自然人である居住者に限定されているが、国籍に限定はないため、日本国籍者であっても特定類型に該当する可能性がある（パブコメ回答 No.25 参照）。

### 【役務通達 抜粋】

サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。

なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1-3にガイドラインを示す。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

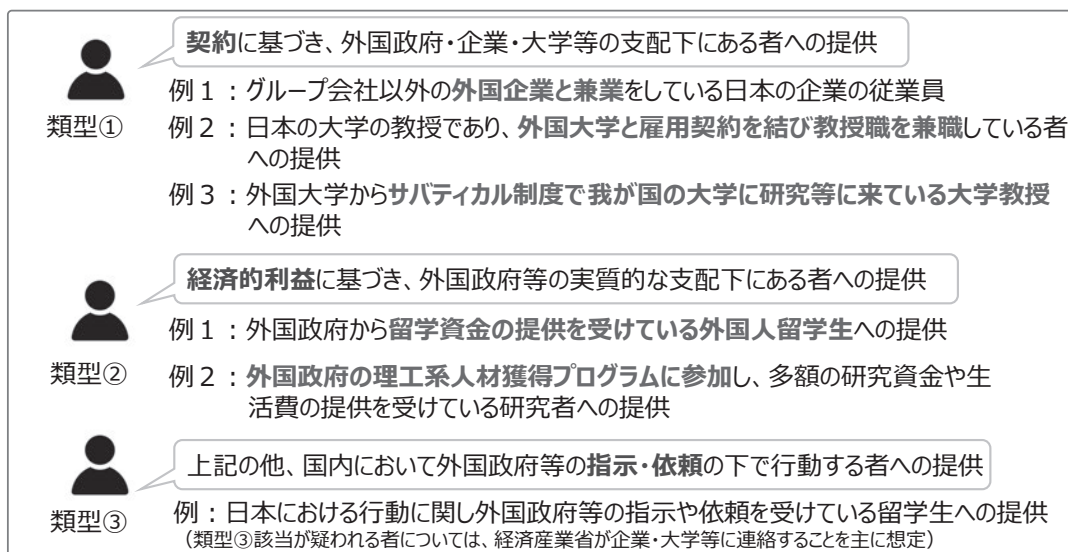
（イ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合にお

いて、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

特定類型①から③のイメージは下図のとおりである。



(1) 特定類型①

(a) 概要

外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等又は外国政府等に対して善管注意義務を負う者が特定類型①とされている。例えば、本邦企業の従業員が外国企業と兼業する場合、本邦企業の取締役が外国企業の実務取締役にも就任している場合<sup>7</sup>、本邦大学の教授が外国の大学の教授職も兼任している場合は、外国法人等の指揮命令に服する者又は外国法人等に対して善管注意義務を負う者として特定類型①に該当する。特定類型①は、外国法人等又は外国政府等の影響を受ける者であり、外国法人等の子会社である本邦法人（すなわち、いわゆる外資系企業であるが、外国法人等ではないもの）に雇用等される者は該当しない。

「委任契約、請負契約その他の契約」とは、いかなる委任契約、請負契約その他の契約を意味するものではなく、①取締役若しくは監査役又はそれらに類する者（大学法人における理事又は監事を含む。）と法人の間の委任契約及び②委任契約、請負契約その他の契約であって雇用契約に準ずるもの（労働基準法上の労働者性が認められるもの）を指す。例えば、

契約内容や提供される労務の具体的な内容にもよるが、大学教授が出版社との間において出版契約を締結し執筆を行う場合や他大学から依頼を受け論文や執筆物のレビューを行う場合は通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しないであろう。また、企業から委託された研究を行う場合や企業・大学と共同で研究を行う場合も、通常は労働基準法上の労働者性が認められず、通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しないが、当該大学教授が専ら一企業から委託された研究に従事しており、研究の方向性や内容について当該企業から指揮命令を受けているような場合には、労働基準法上の労働者性が認められ「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性がある（Q&A No.21 参照）。

特定の政党の党員である場合でも、当該政党と党員の関係が「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しなければ特定類型①に該当しない。例えば、政党の規則により、党員に対して、個人より外国政府等の利益を優先することや外国政府等への忠誠義務を要請している場合でも、時間的・場所に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなければ特定類型①には該当しない（パブコム回答 No.128、189、290 参照）。

<sup>7</sup> 当該取締役が非居住者である場合は、特定類型に該当する居住者に対する技術提供ではなく、非居住者に対する技術提供として外為法上の許可申請が必要になる。

(b) 例外

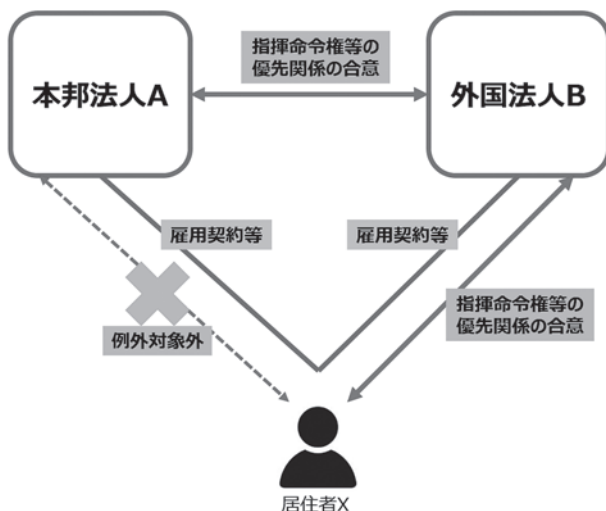
特定類型①について、(イ) 及び (ロ) に2つの例外がおかれている。

〈(イ) の例外について〉

外国法人等又は外国政府等と本邦法人又は特定類型該当者である従業員との間で、本邦法人の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合は、特定類型①の(イ)に該当し例外とされる。特定類型①の(イ)の合意は、(i) 外国法人等若しくは外国政府等と本邦法人又は(ii) 外国法人等若しくは外国政府等と特定類型該当者との間で行われる必要があり、本邦法人と特定類型該当者との間の合意は含まれない点に注意が必要である。

特定類型①の(イ)について、指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する合意は必要であるが、必ずしも契約書、誓約書等の書面は求めている。すなわち、グループ会社規定や今までの慣行に基づき、指揮命令関係や善管注意義務の優先が明示又は黙示に合意されているのであれば、当該合意を持って特定類型①の(イ)に該当すると整理することを否定するものではない。一方で、グループ会社ではない法人と間で指揮命令権等の優先関係を合意する場合、経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料等の提供を求めることがある。

特定類型①の(イ)の例外対象を図示すると、おおむね下図のとおりである。



特定類型①の(イ)の合意文言として画一的なひな形は提示していない。すなわち、契約上の文言として規定する場合には、契約の準拠法、当該準拠法における形式要件、当該契約に適用される強行法規等を踏まえた上で、拘束力のある内容とする必要があり、個別的な判断が必要だからである。その上で、日本法を準拠法とする契約において、適用される強行法規を踏まえないことを前提に例を示すと、以下のような合意を行う場合には特定類型①の(イ)の合意が行われていると考えられる(パブコメ回答 No.165、274 参照)。

[本邦法人 A 及び外国法人 B の間で合意する場合]

本邦法人 A 及び外国法人 B は、本邦法人 A 及び外国法人 B において勤務する自然人 C について、自然人 C に対する本邦法人 A の指揮命令と自然人 C に対する外国法人 B の指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人 A の指揮命令が優先することを確認する。

本邦法人 A 及び外国法人 B は、本邦法人 A 及び外国法人 B の取締役である自然人 C について、自然人 C が本邦法人 A に対して負う善管注意義務と自然人 C が外国法人 B に対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人 C が本邦法人 A に対して負う善管注意義務が優先することを確認する。

[自然人 C 及び外国法人 B の間で合意する場合]

自然人 C 及び外国法人 B は、自然人 C が勤務する本邦法人 A の C に対する指揮命令と外国法人 B の自然人 C に対する指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人 A の指揮命令が優先することを確認する。

自然人 C 及び外国法人 B は、自然人 C が本邦法人 A に対して負う善管注意義務と自然人 C が外国法人 B に対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人 C が本邦法人 A に対して負う善管注意義務が優先することを確認する。

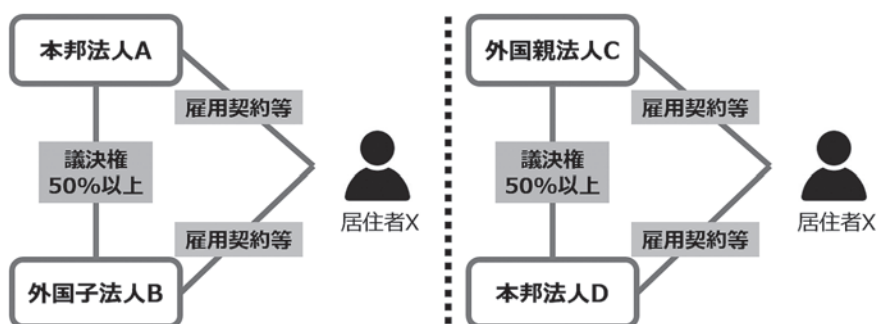


## 〈(ロ)の例外について〉

特定類型該当者である従業員等が雇用契約等を締結する外国法人等又は外国政府等が、本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるものである場合は、特定類型①の(ロ)に該当し例外とされる。特定類型①の(ロ)に該当する場合、特定類型該当者は外国法人等

又は外国政府等の強い影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常はグループ会社間の人事を目的として兼業状態にあるところ、典型的に日本の機微技術が外国に流出する蓋然性が低いと考えられることから、特定類型①の例外とされている(パブコメ回答 No.161、221 参照)。

特定類型①の(ロ)の例外対象を図示すると、おおむね下図のとおりである。



## (2) 特定類型②

### (a) 概要

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者が特定類型②とされている。「多額の金銭その他の重大な利益」とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%<sup>8</sup>以上を占める金銭その他の利益をいう。例えば、留学生が外国政府等から生活を維持するに足りる奨学金を受けている場合や、大学の教職員等が外国政府等が実施する人材登用プログラムに参加し個人として多額の金銭を得ている場合は、特定類型②に該当しうる。なお、特定類型②は、外国政府等から利益を受けている者等であり、外国法人等から利益を受けている者は含まれないため、外国企業の奨学金を受ける場合は特定類型②に該当しない。

過去、外国政府等から利益を受領していた者であっても、技術提供時点で外国政府等から利益を受領していない場合は特定類型②に該当しない。外国政府等から金銭の貸し付けを受けている場合におい

て、返済を猶予されている場合は特定類型②に該当しないが、返済を免除された場合は免除額同等の利益を受けたものとして特定類型②に該当する(パブコメ回答 No.113 参照)。

また、多額の金銭その他の重大な利益を得ているとは、あくまで個人の所得として利益を得ている場合を指し、例えば、大学教授が大学や研究室として外国政府等から利益を受ける場合は、原則特定類型②には該当しない。ただし、特定類型アプローチに基づく管理を潜脱する意図をもって、形式的な受領主体を大学又は研究室とし、実質的には教授個人が利益を受けるような場合は特定類型②に該当する可能性があるため留意されたい。

### (b) 「外国政府等」への該当性

外国政府等は「外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体」と定義されている。日本の独立行政法人は独立行政法人通則法において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実

<sup>8</sup> 民事執行法第152条で規定される差押禁止債権の範囲(4分の3)を踏まえ、外国政府等から年間所得の25%以上を占める利益を得ている場合には、当該者の生計を左右し、強い影響を与えうると考えられている(パブコメ回答 No.299)。

に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされているところ、日本の独立行政法人に相当する外国の公的組織は「外国の政府機関」に該当する可能性がある。なお、日本の独立行政法人に相当する外国の公的組織であって「外国の政府機関」ではない組織であっても、外国法令に基づき設立された法人であれば外国法人に該当する（パブコメ回答 No.108 参照）。

### (c) 25%以上を占める金銭その他の利益の計算方法等

外国政府等から金銭ではない「その他の利益」を受けると、当該利益を金銭換算して、年間所得の25%以上を占めるか判断することになる。金銭換算は、通常の商慣習において一般的に用いられる方法で行う必要がある。

例えば、債権であれば、当該債権の額が該当し、株式であれば、適切な方法に基づく当該株式のバリュエーションの額が該当し、動産であれば、市場で売却した場合の金額が該当することが考えられるが、それ以外の方法であって、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算の方法を否定するものではない（パブコメ回答 No.296 参照）。

居住者が利益を受ける外国政府等が複数ある場合、同一国であれば合算し、別の国である場合は個別の外国政府等ごとに計算することになる（パブコメ回答 No.295 参照）。

### (3) 特定類型③

本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者が特定類型③とされている。例えば、外国政府等から特定の任務を受けて日本国内で行動する者が該当する。特定類型③は、本邦における行動に関し外国政府等から指示又は依頼を受けている者であり、外国法人等から指示又は依頼を受けている者は含まれない。

外国の国家情報活動について、法律上協力義務が

課されているだけでは特定類型③に該当しないが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦における行動に関し指示又は依頼を受ける場合は特定類型③に該当する。

特定類型③は、性質上、民間の提供者がその該当性を判断することが難しい場面もあることから、基本的には経済産業省から該当する可能性がある者を提供者に連絡する方法により運用することを想定している（詳細は3(3)参照）。

### (4) キャッチオール規制との関係について

本明確化では従来のみなし輸出管理同様にリスト規制技術及びキャッチオール技術の両方を対象にしている。居住者に技術提供を行うことが、非居住者に直接技術提供を行うことと事実上同一とみなせるか否かの考え方においては、技術の種類は関係がないからである（パブコメ回答 No.28 参照）。

そのため、本明確化に基づくみなし輸出管理では、技術提供時におけるキャッチオール規制該当性の確認も必要になるが、特に社内での技術提供においてキャッチオール規制に基づく許可申請が必要になるケースは極めて稀と考えられる（パブコメ回答 No.172 参照）。

## 3 特定類型該当性の判断

### (1) 概要

みなし輸出において、技術の提供者は取引の相手方に対して技術を提供するにあたり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で、取引の相手方が特定類型に該当するか否か確認する必要がある。取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認として求められる範囲については、役務通達別紙1-3（特定類型の該当性の判断に係るガイドライン。以下「本ガイドライン」という。）に規定されており、本ガイドラインに従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解されている。

## 【役務通達別紙 1 - 3 (本ガイドライン)】

### 別紙 1 - 3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン

特定類型の該当性を判断するためのガイドラインを次のとおり提示する。本ガイドラインに従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者（自然人に限る。別紙 1 - 3、別紙 1 - 4 及び別紙 3 において同じ。）に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

#### 1 特定類型①又は②の該当性確認

##### (1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合

ア 役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面（以下単に「契約書等」という。）において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

##### (2) 当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合

ア 当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告(別紙 1 - 4 参照)によって確認した上で、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告する

ことを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。また、当該居住者が令和 4 年 5 月 1 日時点で既に指揮命令下にある場合であって、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。

なお、就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

#### 2 特定類型③の該当性確認

##### (1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合

ア 役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合に限定して、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型③に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

本ガイドラインにおいては、特定類型①及び②又は特定類型③の別に応じて該当性判断の基準が異なり、また、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否

かで該当性判断の基準が異なる。指揮命令下にある場合とは、雇用関係又はそれに準ずる関係（準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指す。）にある場合を指す（パブコメ回答 No.41 参照）。そのため、大学が提供者、学生が受領者となる場合には、学生は TA や RA として大学に雇用されていない限り、大学の指揮命令下でない者に該当する。

内容をまとめると下表のとおりであり、下表に示

される場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、特定類型①又は②の該当性確認において、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告で確認することとされているところ、当該自己申告においては役務通達別紙 1－4 に掲載する誓約書の例を利用することができる。

	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合	以下の方法による採用時及び勤務時における特定類型該当性の確認を怠る場合 <採用時> 自己申告による確認 ※ 特定類型アプローチ適用時点(令和4年5月1日)ですでに採用している場合は不要 <勤務時> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※ 就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止・申告制にする場合は、同報告義務を課しているものと解される	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をする場合
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合		

技術の取引に全く関係がない者であれば、特定類型に該当したとしても当該者への技術提供が生じない以上、本明確化後においてみなし輸出管理に違反することは想定されないため、提供者の判断において一律に類型該当性の確認対象としないことも可能である。ただし、技術の取引に全く関係がない者であっても、実際に当該者に対する技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されない（パブコメ回答 No.29、53、198 参照）。

(2) 特定類型①及び②

(a) 居住者が提供者の指揮命令下でない場合

「商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得する

こととなる契約書等の書面」とは、厳密には「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味ではなく、同種の商活動を行うにあたり通常取得することが想定されるものを意味するが、相当の幅がありうる場所、すでに事業が行われている企業・大学等についていえば「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味と事実上同義と考えられる（パブコメ回答 No.83、167 参照）。

契約書等において記載された情報から特定類型①に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国法人と雇用関係があることが記載されている場合が考えられる。特定類型②に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国政府等から奨学金を受けていることが記載されている場合<sup>9</sup>が考えられる（パブコメ回答

<sup>9</sup> 外国政府等から奨学金を受けていることが記載されている場合、年間所得の 25%以上を占めることが記載されていない場合であっても、通常生計を維持する程度の金銭が支給されていると考えられることから、年間所得の 25%未満の額であることが記載されていない限り、特定類型②に該当するものと扱う必要がある。

No.218、275 参照)。

(b) 居住者が提供者の指揮命令下にある場合

「当該居住者が指揮命令に服した時点」とは、従業員でいえば、現実に提供者である法人において勤務を開始した時点を目指す。「指揮命令に服する期間」とは、雇用契約の場合は雇用契約が終了するまでの期間を指す（パブコメ回答 No.82 参照）。

本ガイドラインにおいて、就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解されるとされている。特定類型①及び②の内容は、通常副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制にされる場合に包含されているものと考えているところ、就業規則等の社内規則において特定類型①及び②を具体的に明示する必要はない（パブコメ回答 No.85 参照）。

特定類型①に該当する者が、外国法人等又は外国政府等との雇用関係を終了する場合、当該者を雇用する本邦法人は、当該者から雇用関係が終了した旨の連絡を受けた後において、当該者を特定類型①に該当しないものと扱うことができる（パブコメ回答 No.173 参照）。

本ガイドラインでは、「また、令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」としているところ、本通達改正の適用日以前に、提供者の指揮命令下にある居住者に対しては、改めて誓約書を求める必要はなく、就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっていれば、本ガイドラインに基づいた対応が行われていると考えられるものと整理しており（パブコメ回答 No.8、17 参照）、既に雇用している従業員から誓約書を取得することに対する企業等の負担に配慮している。

令和4年4月入社の従業員については、本明確化時点で、既に指揮命令下にある居住者であり、改め

て誓約書を取得する必要はない（パブコメ回答 No.190、243、308 参照）。

(c) 派遣従業員・請負従業員の取扱い

派遣従業員は派遣元の企業に雇用されているところ、派遣元の企業にとって指揮命令下にある者になるため、派遣元の企業が誓約書の取得など本ガイドラインに沿った対応をする必要がある。派遣元企業が派遣従業員から誓約書の取得を怠っている場合に、当該従業員に外為法管理対象技術の提供がなされた場合は、派遣元企業が外為法に基づく罰則や行政罰の対象となる可能性がある（ただし、後記（5）のとおり、特殊な場合を除いて派遣元企業と派遣従業員との間に「取引」（法第25条第1項、第2項）が発生しないため外為法の管理対象外となる。）。

派遣先企業から派遣従業員への技術提供については、後記（5）の考え方と同じく、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣従業員への技術が移転したものと解釈される。このうち、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は（両企業が本邦企業である場合）居住者間取引となり、外為法上の管理対象とならない（パブコメ回答 No.10、60、137、146 参照）。

請負元の企業に雇用される請負労働者についても同様である。

(3) 特定類型③

(a) 本ガイドラインの記載

契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかである場合とは、採用予定者から提出を受けた履歴書に、外国政府等に現在も所属しており、その任を受けている旨が記載されている場合などが該当する。実務上は、契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかであるケースは相当限定的と理解しており、特定類型③については主として経済産業省から連絡を行うことで運用していく想定である（パブコメ回答 No.88 参照）。

(b) 経済産業省からの連絡<sup>10</sup>

本ガイドラインでは、特定類型③に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされている。当該連絡は、従来の大量兵器・通常兵器キャッチオール規制における「インフォーム」とは別概念である（パブコメ回答 No.15 参照）。

特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得る。通常は、役務通達別紙 1－3 に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づく通知を行う前に、提供者（提供者が法人である場合は、提供者である法人の適切な連絡先）に対して、通知の方法・内容等について事実上の相談をすることが想定されている（パブコメ回答 No.109 参照）。

連絡に係る情報の取り扱い、個別具体的な状況により異なり得るため、特段のルールは存在しない。しかし、個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては経済産業省から個別に相談する可能性がある。当該連絡に係る情報の漏洩について、外為法の処罰の対象にはならない（パブコメ回答 No.20 参照）。

経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができるが、例えば、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられる（パブコメ回答 No.262、264 参照）。また、経済産業省から特定の居住者が特定類型に該

当する可能性がある旨の連絡をする場合、当該居住者による自己申告の内容と食い違いがありうる点を踏まえて連絡を行うところ、当該自己申告の内容と食い違いがあることのみをもって、連絡内容を覆す事実があるとは考えられていない（パブコメ回答 No.89 参照）。

(4) 大学における特定類型該当性の確認方法の一例

大学ごとに安全保障貿易管理を行う部署や体制が異なるところ、特定の確認フローを求める場合、大学によっては対応が難しい場合もありうると思われる。そのため、経済産業省として、本明確化に関する特定の確認フローを求めるものではないが、あくまで一例として、大学における特定類型該当性の確認方法について以下お示ししたい（パブコメ回答 No.46 参照）。

- ▶ 学生の場合、大学の輸出管理部門・輸出管理担当又は人事部門が、入学書類等の学生が入学するにあたり商慣習上通常取得する書類を確認するにあたり、特定類型に該当する明らかな記載がないかあわせて確認する。教授を含む従業員の場合、大学の輸出管理部門・輸出管理担当又は人事部門が、採用時に特定類型該当性に関する誓約を取得する（就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっていることが前提）。
- ▶ 次に、仮に特定類型に該当する学生・教授等を受け入れ・採用する場合、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する可能性がある大学の従業員に対し、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する際には外為法における許可が必要である旨通知する<sup>11</sup>（現在非居住者の学生を管理するに

<sup>10</sup> 経済産業省以外の第三者から受領者が特定類型に該当する等の連絡があった場合、当該連絡に根拠があり信頼に足るものでなければ、提供者において受領者が類型該当者であることに故意又は過失はないものと考えられる（パブコメ回答 No.279）。

<sup>11</sup> 当該通知にあたっては、個人情報保護法との整合性も論点となり得るが、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされている（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A Q5－2）。また、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要があるが（個人情報保護法第 16 条第 1 項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いと考えられる（パブコメ回答 No.39、47、260）。

あたり採用している周知方法と同じ方法を採用していただいても差し支えない。

- ▶最後に、大学の従業員が、通知を受けた学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する際は、大学の輸出管理部門・輸出管理担当に連絡をしたうえで、大学が外為法上の許可申請を行う。

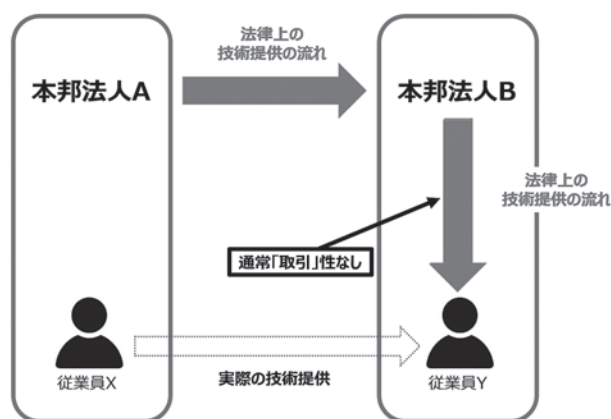
なお、特定類型に該当する学生・教授等を受け入れ・採用する場合、当該学生・教授が特定類型に該当することについて、実際に技術を提供する者に対して連絡する必要があるが、特定類型該当者に関する情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも全ての教職員に開示する必要はない（パブコメ回答 No.39 参照）。上記の例では、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する可能性がある大学の従業員に対して共有することとしているところ、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する可能性がある大学の従業員とは、当該学生が所属する研究室の教授・准教授や当該教授と同じ学部にも所属する教職員などが考えられる。

#### (5) 共同事業・共同研究における特定類型アプローチの考え方

本邦法人 A から本邦法人 B に対して技術提供をする場合において、本邦法人 B で技術を受領するのが特定類型に該当する従業員 Y である場合、①本邦法人 A から本邦法人 B、②本邦法人 B から従業員 Y という順序で技術が移転するものと解釈される。

この場合、本邦法人 B から従業員 Y に対して技術提供が行われるところ、本邦法人 B が役務取引管理の趣旨を潜脱して居住者 Y に技術を取得させることを目的として本邦法人 A から技術を受領させる

場合や本邦法人 A と本邦法人 B の間の技術提供に係る契約において従業員 Y に提供することが明記されている場合など特殊な場合を除き、通常本邦法人 B と従業員 Y との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられるところ、「取引」（法第 25 条第 1 項、第 2 項）に該当しないものとして外為法の管理対象外になる<sup>12</sup>。

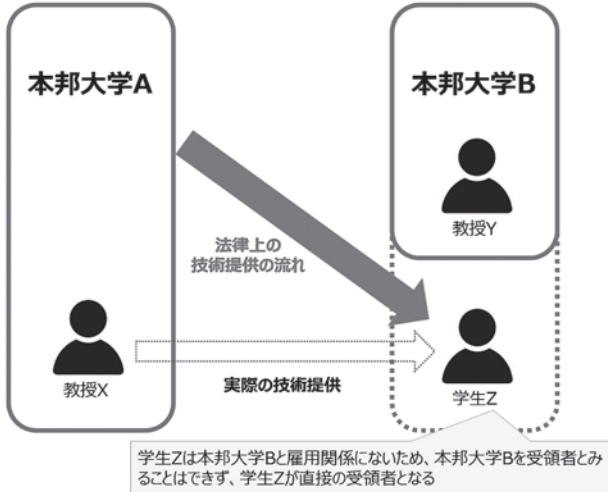


本邦大学 A が他の本邦大学 B と共同研究を行う場合において、本邦大学 B の参加者に本邦大学 B に雇用される教授 Y 及び本邦大学 B に所属するが雇用はされていない学生 Z が参加しているケースを想定する。本邦大学 A から教授 Y への技術提供は、①本邦大学 A から本邦大学 B、②本邦大学 B から教授 Y という順序で技術が移転するものと解釈され、上記と同じく、本邦大学 B から教授 Y への技術提供は通常は「取引」を伴わないとして外為法の管理対象外になる。

一方で、学生 Z の場合、本邦大学 B に雇用されていないため本邦大学 B と一体とみることは適切ではなく、本邦大学 A から学生 Z への技術提供においては、本邦大学 A が学生 Z の類型該当可能性を確認する必要がある。一方で、学生 Z は本邦大学 A の指

<sup>12</sup> 一方で、本邦法人 A が従業員 X に対して、本邦法人 X の業務において必要な技術を提供する場合、本邦法人 A と従業員 X の間において技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されるため、「取引」に該当すると整理される。なお、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第 1 号又は外国為替管理令第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成 4 年 12 月 21 日付 4 貿局第 492 号）の 3 (5) (当時) では、外為令第 17 条の 2 第 5 項 (当時) の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けなくても当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内における法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示している。

揮命令下になくあるため、共同研究実施に当たって商慣習上通常取得する書面（契約書等）から類型該当性が明らかでない場合は、類型非該当として扱うことができる。



#### 4 誓約書例

##### 【役務通達別紙1-4】

###### 別紙1-4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中  
年 月 日

住所  
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号。以下「役務通達」という。）の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役

務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

#### 記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有す



る外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

### (1) 誓約書例の修正

役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができる。例えば、以下のような修正は、当該趣旨を損なわない範囲であると考えられる。

- ▶ 同姓同名の者がいない状況又は同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況において、住所の記載欄を削除すること。
- ▶ 特定類型②に関して「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」と追記すること。
- ▶ 将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には届出を行う旨の記載を追記すること。
- ▶ 「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正すること。
- ▶ 4つ目のチェックボックスのうち「ので、誓約は不要です。」部分を削除すること。
- ▶ そのほか、誓約書例の内容を形式的に修正すること。

一方で、4つ目のチェックボックス全体を削除することは、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なうものと考えられる。すなわち、類型に該当する者のみに誓約をさせる場合、類型に該当しなかった者について、誓約をさせた上で類型に該当しないことを確認したのか、意識せずに類型に該当しないと取り扱ってし

まったものなのか、判別がつかない。そのため、類型に該当しない者からも類型に該当しない旨の誓約又は確認を書面で取得することが必要である(Q&A No.33 参照)。

誓約書は、必ずしも単体で取得する必要はなく、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で、他の誓約書に条項として追加することにより誓約を取得したものと取り扱うことが可能である(パブコメ回答 No.144 参照)。

### (2) 誓約書の内容の真実性

提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はない。そのため、特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者(例えば、企業)から特定類型該当者(例えば、当該企業の従業員)に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生した場合であっても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはならない(パブコメ回答 No.9、62 参照)。

## 5 輸出者等遵守基準との関係

今まで輸出や非居住者への技術提供を行っていない法人であっても、特定類型該当者に対して外為法管理対象技術を業として提供する場合、当該法人は「輸出者等」(法第55条の10第1項)に該当し、輸出者等遵守基準を遵守する必要がある。そのため、例えば従業員が特定類型該当者である場合において、法人が従業員に対して反復継続して外為法管理対象技術を提供する場合には、業として提供しているものと考えられるため、当該法人は輸出者等として輸出者等遵守基準の遵守が求められる(パブコメ回答 No.33 参照)。

「通常果たすべき注意義務」(本ガイドライン)とは、法第25条第1項に違反した場合にも、同違反について故意及び過失が認められない程度の注意義務であり、かつ、改正後の輸出者等遵守基準を定める

省令第1条第1項第2号ニ（特定重要貨物等輸出者等に係る遵守基準）を充足するために必要な注意義務である（パブコメ回答No.142参照）。そのため、本ガイドラインに従った特定類型該当性の確認を行う場合には、輸出者等遵守基準についても遵守していることになる。

#### 6 従業員が特定類型に該当し、当該従業員への技術提供が不許可とされた場合

提供者の判断によるが、少なくとも、特定類型該当者への技術提供が不許可になるケースにおいては、当該従業員を配置転換又は解雇せざるを得ない場面が生じることも否定できない。

配置転換又は解雇の有効性は最終的には司法の場で判断されるものであるが、一般的には、外為法上の管理を遵守するために配置転換を行うケースであれば、通常濫用的な配置転換には該当しないものと考えられる。雇用契約上職種限定がついている等の理由から配置転換を行うことが困難な場合、まずは労使で話し合い、法人内で雇用契約について見直すことも含めて配置転換を行うよう努力する必要があることは当然であるが、それでもほかに代替手段がなくやむを得ず解雇を行うケースであれば、通常、解雇権の濫用には該当しないものと考えられる。

解雇が不可避であるようなケースは限定的であると考えられるが、必要に応じ、個別に経済産業省まで相談することができる（パブコメ回答No.265参照）。

## IV おわりに

「民主主義」や「自由で公正な競争」といった価値観の揺らぎや、米中对立が単なる通商摩擦や経済力競争を超えて“great power competition”の下での覇権争いに発展し、各国が安全保障と経済を一体と捉え、自国産業を中心に据えた政策を打ち出しているといった国際秩序の変容を踏まえ、2019年10月にとりまとめられた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告では、我が国がとるべき「安全保障と一体となった経済政策」の必要性が提起された。その方向性として、機微技術に関する統合的アプローチ（①機微技術の流出防止策

（「守る」）、②機微技術を保有する主体やその機微技術情報の適切な把握（「知る」）、③我が国の技術優位性を更に伸ばすとともに、技術の脆弱性を解消していく施策（「育てる」）の重要性が確認された。

我が国として、機微技術に関する統合的アプローチを進めていく上で、①「育てる」措置について我が国が安全保障上重要な戦略物資や技術の産業基盤を国内に維持する上で十分な規模の措置が講じられているか、②国境を超えたモノ・ヒトの移転を管理する安全保障貿易管理や出入国管理等「守る」措置との効果的な連携が図れているか等について、十分な検討が必要であることはいうまでもない。また、政府が経済安全保障の観点からの統合的アプローチを具体化していくにあたっては、企業の国際ビジネスにおける予見可能性・公正な競争環境の確保や大学などによる国際共同研究の促進に資するか、という視点が重要であり、常に同志国との連携や共通規範の確立に努めていくべきであり、決して保護主義に陥るべきではない。

本明確化は「守る」施策として検討されたものであるが、あくまで経済安全保障の観点からの統合的アプローチの一部である。経済産業省としては我が国を取り巻く経済安全保障環境も踏まえながら、引き続き「守る」だけでなく、「知る」「育てる」施策についても検討するものである。